

委託業務特記仕様書（令和2年4月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

（本業務の特記仕様事項）

- 第6条** 本業務における特記仕様事項は、別添仕様書のとおりとする。

委託業務仕様書

(業務の目的)

第1条 本業務は、現在の水防情報伝達システムにおいて稼働中の加茂谷雨量局は、国管理の加茂谷警報局に併設されており、加茂谷警報局の撤去に伴い、別途新設する必要がある。このため、本システムにおいて引き続き雨量情報を正確に伝達するため、徳島県水防情報伝達システム（加茂谷雨量局）新設工事の発注を円滑に行うよう、各設備について内容の検討及び工事設計を行い、工事発注に必要な仕様書、設計図、数量表等の設計図書を作成するものである。

(業務対象箇所)

第2条 本業務における対象箇所は、徳島県阿南市加茂町とする。

(技術基準等)

第3条 本業務で使用する技術基準等は、共通仕様書に定めるもののほか、以下のとおりとする。

- (1) 土木工事共通仕様書(徳島県)
- (2) 国電通仕第21号 テレメータ装置標準仕様書(国土交通省)
- (3) 河川法及び関連法規(国土交通省)
- (4) 河川管理施設等構造令及び同令施行規則(国土交通省)
- (5) 日本工業規格(JIS)
- (6) 電気工事標準仕様書及び工事標準図(建設大臣官房長官庁営繕部)
- (7) 電波法
- (8) 電波法関係審査基準(財団法人電気通信振興会)
- (9) その他関連規格基準

(業務内容)

第4条 本業務における業務内容は、次のとおりとする。

2 計画準備

業務計画書を作成し、監督員と協議するものとする。

3 事前検討

現地踏査及び資料収集

業務範囲に関連する各設備について十分に調査を行う。現地踏査は、次の内容のとおり行う。

- ・設置位置
- ・設置箇所の状況確認（空中線高、周囲の状況等を含む詳細状況）

4 設備内容の検討

各設備の機器構成、機器仕様及び施工要領について検討する。

5 設計図書の作成

各設備の更新内容の検討結果に基づき、工事発注に必要な設計図書を作成する。

(1) 仕様書等の作成

設備更新に必要な機器及び材料の仕様並びに施工要領等について整理し、仕様書、施工計画書等を作成する。

(2) 設計図の作成

仕様書、施工計画書等に基づき、以下のとおり設計図を作成する。なお、その他、工事を発注する上で必要と思われる図面についても作成すること。観測局に関しては標準図面として1箇所を想定している。

- ・位置図
- ・平面図
- ・システム系統図
- ・機器構成図、機器配置図、機器外形図、機器据付図
- ・配管配線図

(3) 数量計算書等の作成

設備更新に必要な機器及び材料の数量を集計し、数量計算書等を作成する。なお、撤去工についても同様とする。また、作成した数量計算書等をもとに、各設備の概算工事費を算定すること。

6 照査

検討条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。検討方法及び検討手法が適切であるかの照査を行う。

設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。施工時の安全性についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物等の取り扱いについて整合性の照査を行う。

7 報告書作成

以上の業務内容を取りまとめて報告書を作成し、設計図書とともに3部提出する。ただし、図面についてはA3縮小にて報告書に綴じ込み、それとは別に2部製本すること。また、設備更新全般に関して提案があれば、報告書の中に提案書を織り込むこと。

8 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、事前検討完了時、更新内容の検討完了時及び業務完了時の4回行うものとする。本仕様書に記載のない事柄について検討を要する場合及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、速やかに監督員に報告の上、協議するものとする。